

8月1日
から

後期高齢者医療被保険者証 が替わります

後期高齢者医療保険に加入しているかたは、8月1日から新しい被保険者証となります。

原則として簡易書留で7月中にお送りします。被保険者証の有効期間は、翌年の7月31日までとなりますので、大切にご使用ください。

対象となるかた

後期高齢者医療制度被保険者です。被保険者とは、75歳以上のかたおよび65歳以上75歳未満で一定の障害のあるかた（申請して広域連合の認定を受ける必要があります）です。



保険証



保険料について

所得割額

前年の総所得金額等
基礎控除額33万円
×
所得割率 7.75%

+

均等割額

一人当たり
40,300円

=

年間保険料

(限度額50万円)



る「埼玉県後期高齢者医療広域連合」により2年ごとに決められます。平成23年度の個人の保険料は7月中旬に通知します。

後期高齢者医療制度では、被保険者全員に保険料を納めていただきま

保険料の納付方法

保険料は原則として年金からの天引き（特別徴収）となります。次のかたは納付書または口座振替などで納めていただきまます（普通徴収）。



- 年金の受給額が年額18万円未満のかた
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えるかた
- 介護保険料が年金から天引きされていないかた
- ※ 年度途中で新規加入されたかたは、当初は納付書でのお支払い（普通徴収）となります。

○ 普通徴収の納期は7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月の8期です。

○ 納付書でのお支払いを口座振替に変更する場合は、送付された納付書裏面に記載の金融機関に直接お申しこみください。

※ 普通徴収（納付書）のかたには、保険料の納め忘れない口座振替をおすすめします。

後期高齢者医療制度では、市から、カード型の保険証が一人に1枚届きます。医療機関等にかかるときは必ず提示してください。

保険証の有効期間は、原則として毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じた「所得割額」を合計して、個人單位で計算されます。

後期高齢者医療制度の運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合

問い合わせ…高齢者保険事業室 ☎048-259-7653 ☎048-258-0670